

川崎市会計年度任用職員（時間額）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号。以下「基本要綱」という。）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、給料又は基本報酬を時間額で定め、補助的業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職名）

第2条 会計年度任用職員の職名は、会計年度任用職員（時間額）とする。

（業務内容）

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における補助的業務に従事するものとする。

（任用期間）

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとする。ただし、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）の適用を受ける職員の欠員の代替として任用する会計年度任用職員においては、当該欠員が生じる期間の範囲内で定めるものとする。

2 基本要綱第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

（勤務日、勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は、基本要綱第7条及び第8条の規定に基づき、業務の必要に応じて設定するものとする。

（給料又は基本報酬の額）

第6条 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額（時間額で定める額をいう。以下同じ。）は、その職種に応じて別表に定める額とする。

2 前項で定める額を給料又は基本報酬の額とした場合において、給料又は基本報酬の額とこれに対する地域手当又は地域手当に相当する報酬の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）が川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第1項に規定する作業報酬下限額を下回ることとなるときの会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前項の規定にかかわらず、合計額が当該作業報酬下限額と同じ額（同じ額とならない場合には、当該作業報酬下限額を上回る最小の額）となる給料又は基本報酬の額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれらの規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、総務企画局長が別に定めることができる。

（半日単位の年次休暇）

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

（委任）

第8条 基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

職 種		給料又は基本報酬の額
事務 補助	一般事務職	1, 0 3 0 円
技術 補助	土木職・電気職・機械職・建築職・ 化学職・造園職	1, 2 3 1 円
	保育士	1, 1 3 8 円
	保育園保育士	1, 2 3 1 円
	保育士補助	1, 0 0 2 円
	社会福祉職・心理職	1, 2 3 1 円
特殊 技術 補助	獣医師・薬剤師	1, 2 3 1 円
	診療放射線技師・臨床検査技師・理 学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1, 1 3 8 円
	栄養士	1, 0 9 5 円
	歯科衛生士	1, 0 6 0 円
	保健師・助産師	1, 2 9 7 円
	看護師	1, 2 5 2 円
	准看護師	1, 0 7 5 円
技能 労務 補助	調理師	1, 0 2 9 円
	生活環境作業員・屋外作業員・飼育 員	1, 0 0 2 円
	計量検査助手・細菌検査助手・調理 員・屋内作業員	1, 0 0 2 円
	守衛	1, 0 3 7 円